

- ・当法人は、果実の安定的な生産出荷の促進、果樹農業者の経営の安定及び果実の需要の拡大を図るための事業等を実施し、果樹農業の発展を図ることを目的に、(財)中央果実生産出荷安定基金協会(50%)、県(25%)、生産者団体(農協等25%)の出資を得て、昭和50年に設立された。
- ・本県果樹農業については、近年の消費嗜好の多様化等による需要の伸び悩み、担い手の高齢化や後継者不足、園地整備の遅れなどから、産出額、出荷量ともに減少傾向にあり、厳しい状況が続いている。このため、果樹農業振興特別措置法に基づき、18年5月に愛媛県果樹農業振興計画を策定し、果樹農業の振興や農家の経営安定に取り組んでいる。
- ・当法人では、愛媛県果樹農業振興計画に沿って、生産者団体が実施する需給調整への指導、価格低落時の生産者への価格補てん、消費拡大及び優良品目への転換・園地整備への支援事業等を行っており、農家の経営安定、農業振興等に寄与していることから、当法人は継続して事業を実施するが、金利の低下により財産等運用益が減少したことで厳しい経営状況にあることから、生産農家の経営安定化のため価格安定化事業を実施するなど事業内容が類似する「(社)愛媛県野菜価格安定基金協会と統合」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・当法人は、21年度までに、野菜基金協会と統合し、一層の経営効率化を図ることとしているが、統合までの間においても経営の健全化に向けた取組みを積極的に進めている。
16年度には、両協会の運営改善に向けた合同運営検討委員会を開催し、協会運営費確保のための分担金の徴収、当法人と野菜基金協会の事務局の統合、給与規定の標準化から全農えひめ準拠への切り替え、資金運用の効率化などの改善案を取りまとめ、17年度から取り組んでいるほか、新たに両法人により統合検討委員会を設置し、18年11月から統合の方法、統合後の運営について具体的な検討を行い、19年6月に理事会に答申する予定であり、統合のメリットが最大限発揮されるよう十分な検討を行っていただきたい。
- ・組織体制については、改善案に沿い、事務経費の節減と効率化等を図るため、17年4月から、両法人の事務局を統合して、臨時職員1名を削減している。
- ・役員は、13名で、県、生産者団体等から就任しており、全て非常勤である。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、国の要綱等に基づき、うんしゅうみかんの計画生産及び出荷促進に関する指導、うんしゅうみかん及び加工原料用果実の価格低落時の価格補てん、果実の消費拡大や品種転換・競争力強化のための設備導入等に対する補助などを行っており、中央基金協会、県からの補助金及び制度に加入する生産者団体からの負担金が収入の大部分を占めている。
- ・その大半が、うんしゅうみかん等の低落時における生産者への補てん金に充てられており、果実の価格・出荷量等により変動はあるものの、収益に影響を与えるものではなく、当法人の経営の課題は、人件費を含む事務局の運営経費である。運営経費については、中央基金協会から特別事業交付金の交付を受けるとともに、基本財産、普通財産の運用益等を充てているが、近年の金利の低迷により、運用益が減少する一方で、経費が固定的に推移し、12年度以降当期収支差額が赤字となっている。そのため、17年度から前述した改善案に従い運営改善に取組み、当法人の会員農協等から協会運営費として負担金を徴収するとともに、事務局統合による経費削減を実施し、同年度から当期収支差額は黒字に転じている。今後は、実施計画にあるとおり、野菜基金協会との統合により一層の経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。
- ・さらに、19年度から国は果樹産地の構造改革を推進するため、新しい需給調整対策、経営支援対策を導入する予定であり、本県果樹産地にも大きな影響があると予想されることから、生産者団体等の要望を踏まえながら、国、中央基金協会、県等関係機関と密接な連携を図り、適切な事業実施及び経営の健全化に努めていただきたい。
- ・なお、価格安定制度については、一部に、供給過剰状態の維持や零細経営者の温存、前向きな担い手の意欲の減退などを招くとして、批判的な考えもあるが、制度の実施により生産者の生産意欲を高揚し、果樹産地の維持・拡大を図るとともに消費者への安定供給が図られており、継続する必要性は高い。ただし、販売ルートが多様化などを踏まえ、制度に参加していない生産者も増加しており、国においても意欲ある担い手を重点支援するなど制度の見直しを行うことも踏まえ、生産者団体や市町と連携して、担い手が意欲的に果樹経営に取り組める制度の運用に当たっていただきたい。

(3) 役員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、13名、全て非常勤で無報酬。職員数は、17年4月の県野菜基金との事務局統合により臨時職員1名を削減し、全農えひめ兼務職員3名、プロパー職員2名、臨時職員2名の計7名で運営している。

当法人の事務局は、農業経営に関する指導等を行っている全農えひめに置き、全農えひめ職員の有する専門的知識等を活用して効率的に業務を行うため、兼務による体制をとっている。

- ・一次評価にあるとおり、今後統合委員会において統合後の運営体制等の検討を行う中で、適正な職員数の検討を行っていただきたい。
- ・給与制度については、県職員基準から全農えひめ基準水準に切替え、更なる人件費の削減を図っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・晩かん類(なつみかん、いよかん、はっさく)の加工原料用果実の取引価格が低落した場合に、価格補てんのため生産者に交付する補給金の資金造成に必要な額を、県は補助金として交付している。この加工原料用果実価格安定対策事業については、国の制度に基づき、果樹農業者の経営安定等のため当法人が事業主体として行っているものであり、年度間で数量及び価格の変動等により事業費の増減はあるが、今後も継続して実施することは認められる。
- ・なお、生産者による需給調整の取組みが適正に実施されてもなお、うんしゅうみかんの生果の価格が低落した場合に生産者に交付する補てん金の資金造成に必要な額を、補助金として交付する事業(果樹経営安定対策事業)については、前年度までの執行残を減額して補助するものとなっており、17年度は生産者への補てん金交付は行われたが前年度からの繰越額の範囲内であったため、県補助は行っていない。
- ・今後、県では、国の新しい需給調整対策、愛媛県果樹農業振興計画を基本に、市町や農業団体と連携して、担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成を図っていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県職員の派遣・兼務は行っていない。
- ・役員には、理事に農林水産部長ほか、2名が就任しているが、法人統合に伴い1名にする計画である。当法人の業務推進に当たっては、国、県等との緊密な連携のもと業務を執行する必要があることから、就任は認められるものの、当法人の自主的・自律的な運営を図る観点から、計画どおりの削減に努めていただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組み

- ・当法人独自のホームページは設けていないが、県のホームページ上で事業計画・報告書、収支予算・決算書、貸借対照表、財産目録、定款、役員名簿等を公表している。

4 総合的評価

【法人】

- ・厳しい経営環境の中、見直しの方向性である県野菜価格安定基金協会との統合に向け、取組みを行っており、財務の健全化など既に成果も現れている。今後は国の政策の見直しなども踏まえ、関係機関と連携を図りつつ、統合に向けた取組みを進めること。

【所管課】

- ・法人の統合に向けた取組みの指導・支援を行うとともに、国の制度見直し、県果樹農業振興計画を基本に、関係機関と連携して、担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成に取り組むこと。